

瑞穂監第29号
令和元年10月31日

瑞穂市長 森 和 之 様

瑞穂市議会議長 藤 橋 礼 治 様

瑞穂市監査委員 堀 廉

瑞穂市監査委員 堀 武

例月出納検査結果報告書の提出について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、例月出納検査を実施したので、同条第3項の規定により検査結果に関する報告書を提出する。

例月出納検査結果報告書

第1 検査の概要

1 検査の対象

令和元年9月分の次の各会計、基金等に係る現金、預金等の出納保管状況について、都市監査基準（平成27年8月27日全国都市監査委員会制定）に準拠し、検査を行った。

一般会計、国民健康保険事業特別会計、学校給食事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計、歳入歳出外現金、財政調整基金、減債基金、公共施設整備基金、地域振興基金、国民健康保険基金、土地開発基金、下水道事業対策基金、ふるさと応援基金、地域福祉基金、ふるさと農村活性化対策基金、遺跡和宮公園維持管理基金、収入印紙等購買基金、体育振興基金、国民健康保険高額医療費資金貸付基金、庁舎建設基金

2 検査の実施場所及び実施日

瑞穂市役所

令和元年10月28日（月）

3 実施した検査手続

検査の対象となった現金等の出納について、会計管理者から提出された資料と各金融機関の預金及び借入金の残高証明書、関係帳簿、証拠書類等との照合及び現金の保管状況、その他通常実施すべき検査手続を実施した。

第2 検査の結果・意見

1 現金の出納について

令和元年9月末日現在における現金、預金及び借入金の金額並びに会計管理者から提出された収支計算書その他の資料に記載されたこれらの金額は、いずれも関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないものと認められた。

(1) 一般会計及び特別会計

(単位:円)

区 分	予 算 額	本 月 分		累 計		収入済額と支出済額との差 (累 計)
		収入済額	支出済額	収入済額	支出済額	
一般会計	18,667,669,000	1,718,230,726	1,712,611,425	9,067,386,835	6,825,515,996	2,241,870,839
特別会計	5,641,267,000	438,462,010	490,662,438	2,313,558,401	1,903,478,039	410,080,362
合 計	24,308,936,000	2,156,692,736	2,203,273,863	11,380,945,236	8,728,994,035	2,651,951,201

(2) 歳入歳出外現金

(単位:円)

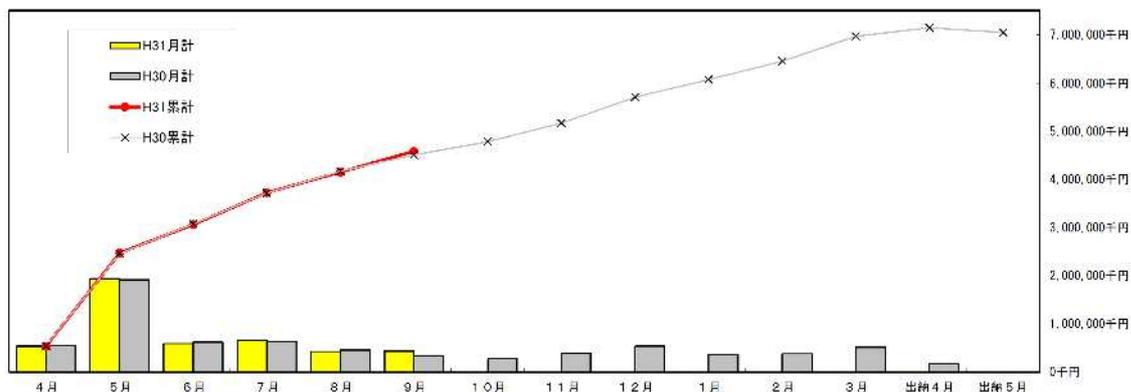
前月末保管額	本月収入額	本月支出額	本月末保管額
98,547,073	190,631,641	198,853,455	90,325,259

(3) 基金

(単位:円)

前月末現在高	本月増	本月減	本月末現在高
10,963,323,525	288,653,293	430,000	11,251,546,818

(4) 市税状況



2 過年度返還金について

当月中、平成30年度施設使用料に係る複数の返還金が、請求日から約5か月遅れて支払われていた。

支払遅延は、相手方に損害を与えるばかりでなく、市政に対する市民の信頼を失墜させかねないことから、今後は速やかに手続きをとっていただきたい。

以上

例月出納検査結果報告書

第1 検査の概要

1 検査の対象

令和元年9月分の水道事業会計及び下水道事業会計に係る現金、預金等の出納保管状況について、都市監査基準（平成27年8月27日全国都市監査委員会制定）に準拠し、検査を行った。

2 検査の実施場所及び実施日

瑞穂市役所

令和元年10月28日（月）

3 実施した検査手続

検査の対象となった現金等の出納について、企業出納員から提出された資料と各金融機関の預金及び借入金の残高証明書、関係帳簿、証拠書類等との照合その他通常実施すべき検査手続を実施した。

第2 検査の結果

令和元年9月末日現在における現金、預金及び借入金の金額並びに企業出納員から提出された試算表その他の資料に記載されたこれらの金額は、いずれも関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないものと認められた。

(1) 公営企業会計

(単位：円)

区 分	本 月 分		累 計		収支差引 (A-B)
	収 入 額	支 出 額	収入額 (A)	支出額 (B)	
水道事業会計	7,698,410	50,389,474	338,390,047	314,525,293	23,864,754
下水道事業会計	50,684,074	60,741,553	78,269,786	90,137,409	△ 11,867,623

以上